

令和5年度鴨川市就学援助費支給額配分内訳

小学校

(単位：円)

区分	学年等	支給額	配分			備考
			1学期	2学期	3学期	
学用品費等	第1学年	11,630	5,815	5,815	—	児童の所持にかかわる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする物品、通学のため通常必要とするものの費用
学用品費等	第2～6学年	13,900	6,950	6,950	—	
新入学児童学用品費(小学校)	小学校入学前 第1学年※	54,060	54,060	—	—	小学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品
新入学児童学用品費(中学校)	第6学年	63,000	—	—	63,000	中学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品 ※新たに要申請
修学旅行費	第6学年	実費全額	実施学期			修学旅行に参加するために直接必要な経費(交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費等)
給食費	全学年	50,600	18,400	18,400	13,800	学校給食費
校外活動費	宿泊を伴う	該当学年	実施学期			学校行事で、児童が校外活動に参加するために直接必要な交通費、見学料(グループ活動分を含む)。宿泊を伴うものは、年に1回限り支給する) *特別支援教育の交流会行事を含む。但し、見学料のみとし、交通費は奨励費の対象とします。
	宿泊を伴わない	該当学年	実施学期			
医療費	全学年	保険診療による自己負担分	実施学期			学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための費用(医療券により市が直接医療機関へ支払う)

中学校

(単位：円)

区分	学年	支給額	配分			備考
			1学期	2学期	3学期	
学用品費等	第1学年	22,730	11,365	11,365	—	生徒の所持にかかわる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする物品、通学のため通常必要とするものの費用
学用品費等	第2～3学年	25,000	12,500	12,500	—	
新入学生徒学用品費(中学校)	第1学年※	63,000	63,000	—	—	中学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品
修学旅行費	第3学年	実費全額	実施学期			修学旅行に参加するために直接必要な経費(交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費等)
給食費	全学年	57,200	20,800	20,800	15,600	学校給食費
校外活動費	宿泊を伴う	当該学年	実施学期			学校行事で、生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費、見学料(グループ活動分を含む)。宿泊を伴うものは、年に1回限り支給する) *特別支援教育の交流会行事を含む。但し、見学料のみとし、交通費は奨励費の対象とします。
	宿泊を伴わない	当該学年	実施学期			
体育実技費用	当該学年	柔道 7,650 以内 剣道 52,900 以内	実施学期			生徒が体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道着、剣道防具一式の購入費)
医療費	全学年	保険診療による自己負担分	実施学期			学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための費用(医療券により市が直接医療機関へ支払う)

(注) 要保護児童生徒は、修学旅行費及び医療費のみ支給対象となります。

※ 入学前支給を行っていない場合